

令和7年度
東京都高等学校体育連盟
なぎなた専門部規約

第1章 名称及び本部所在地

第1条 本専門部は東京都高等学校体育連盟なぎなた専門部（略称都高体連なぎなた部）と称する。

第2条 本専門部の事務所は部長または副部長の在任校におく。

第2章 目 的

第3条 本専門部は東京都高体連の規約に基づき関係団体と連携し高等学校におけるなぎなたの健全な発展を図ることを目的とする。

第3章 事 業

第4条 本専門部は第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 高等学校におけるなぎなたに関する調査研究。
2. 高等学校なぎなた大会の開催ならびに指導。
3. 関係団体との連絡。
4. その他、本部会の目的達成に必要な事項。

第4章 組 織

第5条 本専門部は東京都高体連規約第6条によって組織する。

第6条 本専門部は都下各高等学校なぎなた部をもって組織する。

第5章 役 員

第7条 本専門部に次の役員をおく。

- | | |
|---------|------|
| 1. 部長 | 1名 |
| 2. 副部長 | 若干名 |
| 3. 常任理事 | 若干名 |
| 4. 理事 | 若干名 |
| 5. 委員 | 若干名 |
| 6. 監査 | 2名以上 |

第8条 必要のあるときに名誉役員、顧問、参与その他特別役員をおくことが出来る。

第9条 部長及び副部長は理事の推薦により、東京都高等学校体育連盟理事会の承認を得て、会長がこれを委託する。

部長は本専門部を代表し会務を統括する。副部長は部長を補佐し、部長事故ある時はその職務を代行する。

第10条 副部長は運営理事会において推挙し常任理事会の承認を経て部長がこれを委嘱する。

1. 副部長は部長を補佐し、部長事故ある時はその職務を代行する。
2. 常任理事は理事の中より選出する。
3. 理事及び監査は加盟校の当該部教員の中より選出する。
4. 委員は加盟校の代表1名がこれにあたる（顧問又は生徒）。

第11条 役員の任期は2ヶ年とする。但し、重任を妨げない。
補欠によって就任した役員の任期は前任期の残任期間とする。

第12条 本専門部に顧問を置くことができる。顧問は理事会において推薦し、部長がこれを委託する。顧問は重要事項に関し部長の諮問に応じる。

第6章 会 議

第13条 本専門部に次の会議をおく。（ ）内は構成員を示す。

1. 専門部総会（委員）
2. 運営理事会（副部長・総務部長）
3. 常任理事会（常任理事）
4. 理 事 会（理事）
5. 部 会（各担当部理事）

第14条 専門部総会は年1回部長が招集し次の事項について審議する。

1. 決算の承認および予算に関する事項
2. 事業に関する事項
3. 役員の承認
4. その他、重要な事項

第15条 運営理事会、常任理事会、理事会は部長が招集し委嘱された事項及び緊急な事項について審議処理する。

第16条 各支部・各部よりの審議事項は各担当副部長を通じて運営理事会に提出する。
運営理事会は案をつくり常任理事会で審議・決定する。

第7章 会 計

第17条 本専門部の経費は加盟費及び寄付金をもって当てる。

第18条 本専門部の予算、決算は専門部総会の議を経て東京都高体連理事会の承認を得るものとする。

第19条 本専門部の事業年度、会計年度は東京都高体連の規約に準ずる。

第8章 附 則

第20条 本規約の細則は別に定める。

第21条 本規約は理事会の決議により改正・変更することができる。

本規約は平成6年5月1日より施行する。

細 則

令和7年度の加盟費は男女各（10,000）円とする。